

告示

埼玉県告示第千百三十一号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第三十五条の二第三項の規定により、証紙代金収納計器取扱廃止届が提出されたので、同条第六項の規定により告示する。

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

| | |
|------------------|-----------|
| 収納計器取扱人 | 廃止年月日 |
| 一般財団法人関東陸運振興センター | 令和二年九月三十日 |